

滋賀県共通事務端末広告掲載事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県において日常の事務に使用するパソコン（一般行政事務を行う全ての県職員に配付されるパソコン。以下「共通事務端末」という。）を用いて行う広告掲載事業の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、共通事務端末の表示画面を県職員を対象とする広告の媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載することにより、民間事業者等の広告の機会を拡大するとともに本県の新たな財源を確保し、もって職員の福利厚生の上昇、地域経済活動の活性化および本県財政の健全化に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告主 自らの広告を自ら掲載しようとする者および他者の広告を代理し掲載しようとする者をいう。
- (2) ログオン 共通事務端末に個人識別符号およびパスワードを入力することにより、当該端末を利用可能な状態にすることをいう。
- (3) ログオフ ログオンした共通事務端末に所定の操作を行うことにより、利用できない状態にすることをいう。

(基本的な考え方)

第4条 広告掲載事業は、共通事務端末の本来の目的に支障を生じさせないとともに、その機能を損なわないようにしなければならない。

(広告の掲載場所、表示頻度および表示時間)

第5条 広告の掲載場所および表示頻度等は、次のとおりとする。

- (1) 掲載場所は、共通事務端末のログオン時およびログオフ時に表示される画面とする。
- (2) ログオン時の表示は、広告（1画面）および庁内情報（最大3画面まで）のうち1つをログオン時ごとに乱数により選択し表示する。表示されなかった画面は、共通事務端末利用者の操作により任意に切り替えて表示することができるものとする。表示時間は、共通事務端末の利用者が画面を閉じる操作を行うまでの間とする。
- (3) ログオフ時の表示は、ログオフ時に毎回表示とし、表示時間は、15秒間とする。なお、共通事務端末の利用者の操作により、当該広告表示のタイマーを一時停止または元に戻すことも可能とする。

(掲載しない広告)

第6条 次の各号に掲げる広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令に違反し、または違反するおそれのある広告
- (2) 公の秩序または善良の風俗に反するおそれのある広告
- (3) 人権を侵害し、または差別を助長するおそれのある広告
- (4) 選挙に関する広告
- (5) 政治性のある広告
- (6) 宗教性のある広告
- (7) 社会問題についての意見広告
- (8) 個人の氏名または法人名の名刺広告
- (9) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのある広告
- (10) 人事募集の広告

(11) 責任の所在が不明確な広告

(12) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと県が認める広告

(広告の掲載基準)

第7条 前条に規定する広告の内容その他の広告の掲載に関する基準（以下「掲載基準」という。）は、県が別に定める。

(広告の規格および制限事項等)

第8条 広告の規格については、次のとおりとする。

(1) 広告用データの形式は、J P E G形式とする。

(2) 広告用データの画素数は、横800ピクセル×縦600ピクセル以下とする。

(3) ログオン時に表示する広告用データの容量は、100KB(102,400バイト)以下とする。

(4) ログオフ時に表示する広告用データの容量は、200KB(204,800バイト)以下とする。

(5) 前号の規定にかかわらず、県が共通事務端末の利用に支障を及ぼさないことを確認しかつ承認した場合は、当該容量以上のデータの掲載も可能とする。

2 広告の禁止表現については、次のとおりとする。

(1) 閲覧者へ誤解を与えるおそれがあるもの

(2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(3) 実際には機能しないもの

(4) その他広告の表現として適当でないと県が認めるもの

3 広告の制限事項等については、次のとおりとする。

(1) ホームページにリンクする機能は有さないものとする。

(2) ログオフ時に表示する広告については、第1項第4号の規定の範囲内において、複数の広告用データを広告主の希望する一定の時間間隔で切り替えて表示することも可能とする。ただし、この場合それぞれの広告用データは、第1項第1号および第2号の規定を満たすものとする。

(3) 前号の規定により切り替えて表示させる場合の時間間隔は、1.0秒以上とする。

(4) 画像内にテキストを表示可能とする。

(5) 広告用データは、Microsoft Visual Basic 6.0の標準コンポーネントに適応したものとする。

(広告掲載の募集方法)

第9条 広告主の募集は、県ホームページにおいて随時行う。

2 県は、前項の規定により募集を行う場合には、本要綱および掲載基準を公開するものとする。

3 募集を行うにあたって、広告主となり得る者および広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載料)

第10条 広告掲載料は次のとおりとする。

広告枠1口/月：70,000円（消費税および地方消費税を含む）

2 同一広告主が同一年度内において複数の月数の申込みをし、複数月の掲載が決定した場合は、その掲載する月数に応じて、別紙のとおり広告掲載料を割引きできるものとする。

3 広告枠はログオン画面およびログオフ画面で1口とする。

(広告掲載の申込み)

第11条 広告の掲載を希望する者は、「滋賀県共通事務端末広告掲載申込書」（様式第1号）

または「しがネット受付サービス」の「滋賀県庁内事務用パソコン広告の申込み」のいずれかの方法により、県に申し込むものとする。

2 申込みの締切は、広告掲載月の前月の15日とする。ただし、15日が日曜日もしくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日に当たる場合は、直前の平日を締切とする。

（広告掲載の決定）

第12条 県は、前条の規定により申込みがあった場合は、第6条、第7条および第8条の規定に基づき審査し、受付順により広告主を決定する。

2 県は、県ホームページ等で示す募集期間内に複数の者から申込みがあり希望する掲載期間が重複したときは、前項の規定にかかわらず、県が指定する日時および場所において当該複数の者によりくじを引き重複した掲載期間ごとに広告主を決定するものとする。この場合において、当該申込者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該広告事業に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

3 県は、前2項の規定により広告主を決定したときは、「滋賀県共通事務端末広告掲載（不掲載）通知書」により当該申込者に通知する。

（広告掲載内容の承諾）

第13条 広告主は、前条第2項の規定により広告掲載の通知を受けたときは、県が指定する期限までに「滋賀県共通事務端末広告掲載承諾書」（様式第2号）を県に提出するものとする。

（広告の掲載の期間）

第14条 広告を掲載する期間は、1か月以上12か月までの1か月単位とし、広告主は、申込時に指定するものとする。

2 広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。

3 広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

4 前2項の規定にかかわらず、広告掲載開始日および広告掲載終了日が日曜日もしくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日または12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「閉庁日」という。）に当たる場合の広告掲載開始日および広告掲載終了日は、県が別に定めることができる。

（広告原稿の提出）

第15条 広告主は、広告を掲載しようとする日の1週間前（当該日が閉庁日の場合はその前日）までに、広告原稿となる電子データを県の指定する場所に提出（メールによる送信を含む。）するものとする。

2 前項に規定する広告原稿の作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。

3 県は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第6条、第7条または第8条の規定に反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

4 広告主は、前項の規定により広告原稿の修正が求められた場合は、必要な修正を行い、再度県へ提出するものとする。

（広告の掲載）

第16条 県は、前条の規定により提出された広告原稿を原則として広告掲載開始日の午前中に掲載するものとする。

2 県は、前項の規定により掲載した広告を原則として広告掲載終了日の翌日の午前中に削除するものとする。

（広告内容の修正）

第17条 県は、掲載中の広告についても、広告の内容が第6条、第7条または第8条の規定に反すると認められることとなった場合には、次条の規定による広告掲載の取消または広告主に対する修正要請ができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告原稿の修正の要請があった場合は、直ちに必要な修正

を行い、県へ修正した広告原稿を提出するものとする。

(広告掲載の取消し)

第18条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができるものとする。

(1) 県が指定した期日までに第20条に規定する広告掲載料が納付されないとき

(2) 県が前条第2項の規定による広告内容の修正を求めた場合において、県が指定した日までに広告原稿が提出されないとき

(3) 第6条、第7条または第8条の規定に反すると認めるとき

2 県は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

3 県は、第1項の規定により広告掲載を取り消した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取消しを通知した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

4 前項のただし書きの規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の中止)

第19条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を中止することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を中止するときは、書面により県に申し出なければならない。

3 県は、前項の規定により申し出を受けた場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、申し出を受けた日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料)

第20条 広告主は、広告掲載料を、広告が掲載される日までの間で県が別途指定する日までに、一括して、県が発行する納入通知書により納入するものとする。ただし、県が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載料の返還)

第21条 県は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告が全ての共通事務端末で掲載できないこととなったときは、掲載できなかった時間数に応じて、広告掲載料について、時間割り計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載できなかった期間が1か月の間で通算で24時間未満の場合は、返還しないものとする。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告の変更)

第22条 広告主は、広告の内容を、1週間に1回を最大頻度として変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、あらかじめ県に協議するものとし、第6条、第7条または第8条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第15条第3項の規定に準ずるものとする。

(広告主による掲載状況の確認)

第23条 広告主は、広告の掲載状況について、随時、県に対して報告を求めることができる。

2 広告主は、広告の掲載状況を確認するため、随時、県に対して実地の確認を申し出ることができる。

3 前2項の規定により、広告主より報告の依頼または実地確認の申出があったときは、県は速やかに報告書を提出し、または実地確認に協力しなければならない。

(広告主の責務)

第24条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任および負担において解決しなければならない。

(協議)

第25条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月26日から施行する。なお、平成20年3月31日までの広告については、改正前の規定による。

附 則

この要綱は、平成20年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月25日から施行する。なお、平成21年3月31日までの広告については、改正前の規定による。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。なお、平成24年3月31日までの広告については、改正前の規定による。

附 則

この要綱は、平成27年3月10日から施行する。なお、平成27年3月31日までの広告については、改正前の規定による。

附 則

この要綱は、平成29年2月3日から施行する。なお、平成29年3月31日までの広告については、改正前の規定による

附 則

この要綱は、令和5年1月16日から施行する。

(別紙)

広告掲載料

	通常金額	割引後金額	割引額	1月当たり平均	割引率
1か月のみ	70,000	70,000	0	70,000	0
2か月	140,000	140,000	0	70,000	0
3か月	210,000	210,000	0	70,000	0
4か月	280,000	266,000	14,000	66,500	5%
5か月	350,000	332,500	17,500	66,500	5%
6か月	420,000	399,000	21,000	66,500	5%
7か月	490,000	465,500	24,500	66,500	5%
8か月	560,000	504,000	56,000	63,000	10%
9か月	630,000	567,000	63,000	63,000	10%
10か月	700,000	630,000	70,000	63,000	10%
11か月	770,000	693,000	77,000	63,000	10%
12か月	840,000	714,000	126,000	59,500	15%

広告掲載料の割引の適用は、広告掲載月が連続する必要はありません。ただし、広告掲載決定後の月数の変更および追加申込みの場合には適用されません。